



第 1 部

国の施策等の変化

「我が事・丸ごと」共生社会に向けて



「我が事・丸ごと」地域共生社会

- 厚生労働省は、平成27年9月に発表された「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」（以下、「提供ビジョン」という。）において、分野ごとの専門サービスの機能強化を図りつつ、「高齢者、障がい者、児童、生活困窮者といった別なく、地域に暮らす住民誰もがその人の状況に合った支援が受けられる」新しい地域包括支援体制を構築すると提起しました。
- 同時に、提供ビジョンでは、様々な困難を抱えた人々の問題は、行政や専門職だけで解決できず、それを受けとめる地域づくりが必要であるという観点から、あらゆるニーズを行政が解決するのではなく、住民を含む多様な主体の参加に基づく「支え合い」と協働することで、共生社会を創造していくとしています。
- つまり、「新しい地域包括支援体制」は、あらゆることを行政が受けとめ、解決する体制ではなく、地域との協働によって成り立つ体制であり、こうした「支え合い」という横糸がなければ、「誰もが支え、支えられるという共生社会」は実現できないということです。
- この「支え合い」と「新しい地域包括支援体制」の協働による共生社会の構築というビジョンは、平成28年7月には閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に「地域共生社会の実現」として盛り込まれ、厚生労働省内に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が設置されることになりました。提供ビジョンにおける「支え合い」が「我が事」に、「地域包括支援体制」が「丸ごと」に対応しており、この両者の協働によって地域共生社会を実現することが今後の基本方針として明確化されたといえます。さらに、今後のすすめ方については、「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会」が設置され、平成28年12月には「中間とりまとめ」が公表されました。
- この「中間とりまとめ」の内容を踏まえて、平成29年5月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が可決、成立し、平成30年4月から改正社会福祉法が施行されることになりました。改正社会福祉法は、いわゆる「『我が事・丸ごと』地域共生社会」を実現するために必要な改正を行ったものといえます。

- このうち、市町村の役割については、社会福祉法第 6 条に第 2 項【(*) = 下段参照】が新設され、地域住民等が生活課題を把握し、関係機関と連携して解決していくことを促進する施策に努めることとして追加するとともに、同じく新設された同法第 106 条の 3 (*) では、包括的な支援体制の整備に努めることが規定されました。
- 包括的な支援体制の整備は、3 項から構成されており、要約しますと、① 住民の主体的な活動を活発にするための環境整備、② 地域住民によるニーズの発見並びに専門職と連携した支援体制の整備、③ 相談支援機関同士の連携の体制整備がその内容となります。つまり、住民が「我が事」として地域課題の解決に主体的に取り組む環境を整備し、一定の圏域においてこうした活動を支援しつつ、住民が発見した課題を受けとめ、ともに解決していく専門職による支援体制、さらには市町村域全体で、圏域で解決できない課題を専門職同士の連携によって受けとめていく体制の構築を「包括的な支援体制の整備」として、市町村がその整備に努めるものと規定していることとなります。
- また、地域福祉計画に盛り込むべき内容として「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」と「前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、各項各号に掲げる事業に関する事項」（同法第 106 条の 3 の内容、すなわち、包括的支援体制を指します。）の 2 つが追加され、包括的な支援体制の構築を地域福祉計画で位置づけることが社会福祉法で規定されることになりました。
- このように、改正社会福祉法は、我が事（地域住民の主体的な課題解決力の強化）と、一定の圏域での丸ごと（住民活動の支援と住民が発見した課題を専門職が協働して解決していくこと）および市町村域での丸ごと（専門職による包括的な支援体制）によって地域生活課題を解決していく体制を今後の社会福祉の「共通的基本事項」として明示し、市町村が地域福祉計画を通じてこれを具体化する責務を規定したといえることから、松阪市（以下、「市」という。）においても、こうした考え方を取り入れて地域福祉計画の改訂に当たる必要があります。

(*) = 以下、P50 用語解説参照

